官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二四）　一
〔その他告示〕
○小値賀空港及び上五島空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件（国土交通一一〇二）　二四
〔官庁報告〕
令和七年度における予算使用の状況（令和七年度出納整理期間を含む。）（内閣）　三五
令和八年度第一・四半期における予算使用の状況（同）　八〇
令和八年度第一・四半期における国庫の状況（同）　三七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三四
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、令和八年度公害防止管理者等資格認定講習、日本弁護士連合会懲戒処分関係　一六七
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一六八
会社その他
会社決算公告　一七四

省令

○環境省令第二十四号

南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月二日　環境大臣　石原　宏高

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第一条　南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第八条）	第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）	第二章　南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）
第三章　南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）	第三章　南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）
第四章　削除	第四章　削除
第五章　雑則（第三十三条）	第五章　雑則（第三十三条―第三十五条）
附則	附則
第二章　南極地域活動計画の確認	**第二章**　南極地域活動計画の確認
（締約国の相当法令の規定により許可等を受けてする南極地域活動に係る届出）	（締約国の相当法令の規定により許可等を受けてする南極地域活動に係る届出）
第九条　法第五条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第一の届出書を提出することにより行うものとする。	**第九条**　法第五条第三項の規定により環境大臣に対し行う届出は、様式第一の届出書により行う。
（南極地域活動計画の確認の申請書）	（南極地域活動計画の確認の申請書）
第十条　法第六条第一項の申請書の様式は、様式第一の二のとおりとする。	**第十条**　法第六条第一項の規定により環境大臣に対し行う申請は、様式第一の二の申請書により行う。
2　（略）	2　（略）
第十一条～第十五条　（略）	**第十一条～第十五条**　（略）
（公告の方法）	（公告の方法）
第十六条　法第九条第一項の規定により環境大臣が行う公告は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。	**第十六条**　法第九条第一項の規定により環境大臣が行う公告は、官報により行うものとする。